

県立高校「学びの改革 実施方針」策定に向けて

長野県教育委員会

I 「高校改革 ～ 夢に挑戦する学び ～ 実施方針（案）」たたき台

1 新たな学びの推進

国内外の大きな社会変動による先行きの不透明な時代を生き抜くためには、自ら問題を発見し、答えを生み出し、新たな価値を創造していくための資質・能力が必要であるという背景のもと、学習指導要領改訂、高大接続改革により、高等学校教育の転換が求められている。

これらを踏まえた長野県の高校教育が目指すべき方向性は次のとおりである。

- ① 自ら立てた問いに対し、チームとして協働しながら解を見つけ、新しい価値を主体的に創造していくことができる資質・能力の育成。
- ② 「一度しかない人生を自分はどう生きたいか」という自分の人生を構想する力（キャリアデザイン力）の育成。
- ③ 信州に根ざした確かなアイデンティティと世界に通じる広い視野、資質・能力の育成。

高校時代は、自らの生き方を模索する時期である。すべての生徒が自らの夢を見つけ、夢に挑戦する学びの実現を目指していきたい。

■ 方針1 すべての高校が、これからの時代に必要とされる新たな学びに転換します。

(1) 「3つの方針（DP, CP, AP）」の策定

高校がそれぞれ特色を持ちながら新たな学びへ転換するために、大学教育改革で大学が策定・公表を求められた3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシー）の考え方を長野県の新たな学校づくりに援用し、県教育委員会が全県統一的に示す作成指針に従って、すべての県立高校で以下に示す「3つの方針」を策定する。

「3つの方針」を策定することで、「育てたい人物像」（学校目標）に向けて教育活動を体系化することができ、各校の特色を打ち出すことができる。

ア 「生徒育成方針」＜ディプロマ・ポリシー（DP）＞

生徒にどのような力をつけて卒業させるかを示したもの。「育てたい人物像」を明確化、具現化したもので、生徒、保護者、地域等と共有できるメッセージ性と具体性をもったものとする。

イ 「教育課程編成・実施方針」＜カリキュラム・ポリシー（CP）＞

学校全体の教育活動をどのように展開するかを示したもの。「生徒育成方針」に基づいた各校のテーマに沿って、教育活動を展開する。作成に際しては、「社会に開かれた教育課程」の観点から、地域や外部団体との連携を視野に入れる。

ウ 「生徒受入れ方針」＜アドミッション・ポリシー（AP）＞

どのような生徒の入学を望むのか示したもの。入学者選抜に係る生徒募集の観点について具体的に示す。

(2) 「生徒育成方針」＜ディプロマ・ポリシー（DP）＞の実効性を検証するフィードバックシステムの構築

高等教育コンソーシアム信州等の高等教育機関、経済4団体等の産業界の協力を得て、卒業生の進学先の県内外の大学・短大・専門学校や就職先の企業等からフィードバックを得られるシステムの構築を図り、「生徒育成方針」の実効性を検証し、教育活動の改善を図っていく。

(3) 「生徒受入れ方針」＜アドミッション・ポリシー（AP）＞を反映した入学者選抜制度の改革

高等学校入学者選抜制度等検討委員会の提言（2018年（平成30年）2月予定）を受け、入学者選抜制度の改革を行う。

■ 方針2 夢に挑戦できる多様な学びの場、学びの仕組を整備充実します。

(1) 多様な学びの場

ア 多様化する生徒の学習ニーズに応える高校

○ 総合学科の充実・拡大

総合学科高校は、自らの進路を考えながら、普通教科や専門教科から幅広く科目選択が可能であるため、個々の興味・関心を追求しながら自己のキャリア形成を図ることができる。今後、こうした学科の特長を活かしながら教育内容の一層の充実を図るとともに、必要に応じて未設置の南信地区への設置を検討する。

○ 多部制・単位制の充実・拡大

多部制・単位制高校は、現在、東信地区、南信地区、中信地区に各1校配置され、多様な生活歴・学習歴を持つ生徒に対応した学習指導や相談・支援体制を充実させてきている。今後、未設置の北信地区への設置を検討するとともに、多部制・単位制を含めた定時制教育全体の充実を図っていく。

○ 通信制の改革

通信制課程は、個々のペースで学ぶことができる利点を活かした教育により、多様な背景を持つ生徒たちの新たな学びの場として近年注目されている。個に合わせた通学の形態をとりながら、ICTを活用して主体的に学びに取り組んだり、地域の様々な活動に参加して体験的に学びを深めたり、スポーツや芸術などにとことん打ち込むなど、生徒一人ひとりが自己の可能性を伸ばす環境を整えることが可能である。また、四年制大学等への進学にも対応できる。こうした個々の生徒のニーズに対応した通信制教育のあり方について今後検討を進めるとともに、現在、中信地区と北信地区に各1校配置されている通信制高校について、地理的に離れたところに住む生徒のためにサテライト校を導入するなど、通信制教育の学びのさらなる充実を図っていく。

イ 産業人材を育成する高校

○ 総合技術高校の充実・拡大

総合技術高校は、特定の専門学科に限定されない共通科目や、大学科の枠を越えた科目を学習することができる。現在、北信地区、東信地区、南信地区に各1校配置されているが、社会の変化に柔軟に対応できる産業人材を育成するために今後も設置を推進していく。

ウ モデル校方式による新たな学びの場の創造

改革を推進する方策の一つとして、先導的に改革に取り組むモデル校を指定し、その研究や実践の成果を検証し、有効な取組を広く県下の高校に普及させる。各モデル校は、特色ある学校独自の教育課程を編成・展開する。また、教員が授業に専念できる環境づくり等、新たな学校運営のあり方についても研究・実践する。

県教育委員会は「モデル校」への支援として、外部の有識者を含む「支援チーム」を組織する。また、必要に応じて、少人数学級や少人数講座編成のための要員、ICT支援員、カリキュラムコーディネーター、部活動外部指導者等を配置する。

(モデル校の例)

○ スーパー探究科設置校

大学・大学院の研究や現代の最先端の学問分野につながる卓越した「探究的な学び」を可能にする学科を設置する。生徒の「もっと知りたい」「もっと学びたい」に応える教育課程の編成や実践を行う。大学等での単位認定も検討する。なお、スーパー探究科の対象として、突出型の学びの履歴を活かし、自己の特性をさらに追究する学びを含めることについても研究する。

○ 信州型 S G H 指定校

世界の諸課題を自分の住んでいる地域と関連づけながら、学校外の団体・組織等と協働して解決を目指す提案型・協働開発型学習（P B L）を教育課程に位置付ける。文部科学省の指定事業であるスーパーグローバルハイスクール（S G H）¹の成果の継承と普及を図る。特定の学科・コースではなく、すべての生徒を対象とする。

○ 国際バカロレア研究校

国際基準を満たす教育プログラムの一つである国際バカロレア²のディプロマ・プログラム（D P）について調査・研究する。国際バカロレアの理念や教育課程、教授法及び講座編成等を研究して、独自の教育課程を編成・実践する。

○ 産業スペシャリスト育成校

県工科短期大学校、農業・林業大学校、技術専門校など地域にある高校卒業後の学びの場と連携して、専門的な知識・技能を身につける教育システムを構築する。

○ 少人数学級モデル校

学校の課題や生徒の状況に応じて少人数の生活集団（少人数学級）を編成し、「探究的な学び」等の学習指導や生徒指導について効果を検証するとともに、学級及び学校運営のあり方について研究する。

○ 統合新校による「新しい学校」

新たに誕生する再編統合校を、改革を牽引する学校と位置づけ、既存の考え方にとらわれない「新しい学校」を創造していく。

各校の具体的な学校像や教育内容等については、「再編整備計画」策定後、早期の段階から、地域と当該校及び県教育委員会が協働して構想していく。また、構想された教育を可能にする「新しい学校」にふさわしい施設・設備についても整備する。

¹ 語学力とともに国際的素養を身に付け、将来的に政治、経済、学術等の分野で活躍できるグローバル・リーダーを育成することを目的に、文部科学省が平成 26 年度から事業開始。平成 29 年度現在、全国 123 校が指定されている。（本県では長野高校と上田高校が指定されている。）

² 国際バカロレア（IB：International Baccalaureate）は、国際バカロレア機構（本部ジュネーブ）が提供する国際的な教育プログラム。1968 年、チャレンジに満ちた総合的な教育プログラムとして、世界の複雑さを理解して、そのことに対処できる生徒を育成し、生徒に対し、未来へ責任ある行動をとるための態度とスキルを身に付けさせるとともに、国際的に通用する大学入学資格（国際バカロレア資格）を与え、大学進学へのルートを確保することを目的として設置。現在、認定校に対する共通カリキュラムの作成や、世界共通の国際バカロレア試験、国際バカロレア資格の授与等を実施。

(2) 多様な学びの仕組

ア ICTの活用

ICTの環境を整備し、教室で、電子黒板、タブレット端末等を積極的に活用する。例えば次のような活用が考えられる。

① 反転学習

自宅でタブレット端末等を利用して学習動画やデジタル教材を視聴し、学校では、学んだことをもとに、課題解決や討論中心の学習に取り組むことによって、知識や理解だけでなく、思考力・判断力・表現力の向上を図る。

② アダプティブ・ラーニング（個々の生徒の習熟度等に応じた学習）

AI技術等により個々の生徒の学力に最適化された学習プログラムにより、生徒一人ひとりの得意分野や不得意分野に合わせた学びを提供し、多様な生徒の学力伸長に対応する。

③ 協働学習

授業で発表・討論を行う際、意見の共有・分類・整理をタブレット端末と授業支援ソフトで行い、より効果的に議論を展開したり、学びを深めたりする。

④ 遠隔授業

インターネット回線等を利用して、大学、企業、地域と教室を結んだり、他校の授業を受けたり、他校と協働学習を行ったりすることで、様々な考えに触れながら学びを深める。

イ 少人数学習・少人数学級

「探究的な学び」のための少人数学習集団編成を推進するとともに、学校の課題や生徒の状況に応じた少人数の生活集団の導入についてモデル校を設置して研究する。

ウ 提案型・協働開発型課題解決学習（PBL³）の推進

「探究的な学び」の一環として、「社会と結びついた学び」の観点から、自治体や産業界など地域と連携し、社会の諸課題に取り組み、解決策を提案する学びを展開する。

³ PBL(Project-Based Learning)は、社会的な課題について、仲間と協働して解決に取り組む課題解決型の学習。実際に社会に出て課題に取り組むことにより、教室の中だけでは得られない学びを得ることができる。さらに、自分たちの活動が社会に与える影響を実感することができる。次期学習指導要領では、このような探究的な学びの実践が強く求められている。

エ デュアルシステム⁴の拡大

産業現場での長期の就業体験を教育課程に位置づけ、産官学が連携して、地域の産業人材の育成を図る取組をさらに充実・拡大させていく。

オ 高校間連携・高大連携の推進

生徒の「もっと学びたい」、「深く知りたい」という気持ちに応え、生徒の夢の実現を支援するために、複数の高校が連携して、合同で授業を行ったり、教員が相互に授業を担当したりする仕組みを作り、単位の互換も検討する。また、夢の実現に向けて生徒が在籍する高校から別の高校へ転学できるような仕組みづくりについても今後研究していく。さらに、大学と連携して、大学の高度で専門的な講義を受講できるようにする。単位認定についても検討する。

カ 特別支援教育の充実

平成30年度から通級指導教室を順次設置していくとともに、多くの高校で特別な支援を必要とする生徒が学んでいることから、専門性を持つ特別支援学校の教員による高校への巡回相談・支援の実施を検討する。また、高校に併設する高等部分教室⁵では、分教室の教員が専門性を活かして、支援が必要な高校の生徒の支援にあたりたり、高校の教員が分教室の生徒の教科指導にあたるなど、相互に支援する体制を強化していく。

■ 方針3 新たな学びにふさわしい環境を整備します。

(1) ICT環境（校務支援システムを含む）の充実

電子黒板、タブレット端末等の整備・充実を図り、生徒や教員のICT活用を推進する。また、成績処理など校務を支援する校内システムの導入とICT支援員の配置を検討する。

(2) 外部人材・専門人材の活用

「チーム学校」の考えのもと、地域や産業界、大学等の外部人材の協力を得て、生徒たちが多様な経験や知識に触れて学びを深めることができる環境を整える。また、外部人材が十分に活躍できるように、カリキュラムコーディネーターの配置を検討する。さらに、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、部活動外部指導者等の専門人材の配置により、生徒たちが安心して充実した学校生活を送ることができる環境を整える。

4 デュアルシステムは、産業現場での長期の就業体験を教育課程に位置づけ、学校の授業と併用して学習する産業教育の仕組み。産業界と専門高校が連携をとりながら協同で人材を育成する教育システムを構築し、効果的に事業を推進するために、学校、地元自治体、産業界関係団体による連携協議会の設置やコーディネーターを置くことが多い。

5 特別支援学校高等部の分教室として、学びの場を高校に置くことにより、障がいのある生徒が同世代の高校生と日常的に接し、分教室の特色を活かした学習活動を通して自己肯定感を高め、自立と社会的参加に向けて学ぶ場とする。また、高校生にとっても、障がいに対する理解を深め、自らの人間形成を行う上で大切な機会となる。さらに、分教室には特別支援教育の地域センター的な役割を果たすことが期待されている。

(3) 教員の資質向上のための研修

「探究的な学び」の指導力を向上させるために、「探究的な学び」を普及・推進していくリーダー的な教員（信州学コア・ティーチャー）の養成に努めるとともに県内外の先進校への視察をもとにした校内研修を充実させる。また、教育機関等への派遣研修を推進し、柔軟な思考と幅広い視野を持つ教員の養成に努める。

(4) 学習環境・生活環境の整備

施設・設備の老朽化対策を計画的に進めるとともに、生活環境（エアコン、洋式トイレ等）の整備を進める。

2 再編整備計画

■ 方針4 さらなる少子化の進行に的確に対応します。

- (1) 近距離に複数校が存在し、学びの場が確保されている都市部においては、小規模校分立の状況を回避し、教育効果・投資効果の最大化を目指す。これからの子ども達のために、できる限り早期に、新しい時代にふさわしい新しい学校を再編整備する。
- (2) 学びの場の保障が必要な中山間地においては、魅力的な学びの場の創造に向けて、地域と協力した最大限の努力を行っていく。

■ 方針5 多様な学びの場を全県に適切に配置します。

(1) 配置の基本的な考え方

ア 再編整備計画の策定にあたっては、再編を個々の学校の問題として捉えるのではなく、地域全体及び県全体の高校の将来像を総合的に検討することが大切である。

イ 新たな高校配置は、地理的な条件や通学の利便性に配慮することに加え、地域の子どもたちを地域で育てる観点からも、実質的な生活・通学圏域である旧12通学区単位を基本に検討する。

(2) 校種ごとの配置の考え方

ア 普通高校は、普通科志望者が多いことを踏まえ、生活圈・通学圏域である旧12通学区単位に配置を検討する。

イ 専門高校は、旧12通学区単位に何らかの専門教育を受けられる環境を整えるとともに、より広域の通学区単位では、農業、工業及び商業の専門教育を受けられるようにしていく。

さらに、6次産業化等の進展を見据え、総合技術高校の設置を検討していく。

ウ 総合学科高校及び多部制・単位制高校は、通学区ごとに配置を検討するとした第1期高校再編計画の考え方に基づいて、4通学区を基本に配置を検討する。

エ 定時制高校は、通学時間帯が夜間に及ぶことを考慮し、生活・通学圏域である旧12通学区を基本に配置を検討する。

オ 通信制高校は、現在の東北信と中南信への配置を基本に据え、さらなる通信制教育の充実・発展を図るために、新たなサテライト校の設置等も含めて検討する。

(3) モデル校の配置の考え方

スーパー探究科設置校、信州型SGH指定校、国際バカロレア研究校等のそれぞれの学校の特性と全県のバランスを考慮してモデル校の配置を検討する。

■ 方針6 優先順位を定め、計画的に整備を進めます。

旧12通学区単位に再編整備計画が定まったところから、既存校を含め計画的に整備を進める。

Ⅱ 今後のスケジュール

- 1 2021年3月までに県全体の再編整備計画を確定し、再編に着手する。なお、「高校の将来像を考える地域の協議会」については次のとおりである。

(スケジュールの全体像は13ページの別紙のとおり)

(1) 「高校の将来像を考える地域の協議会」の設置

「県立高校『学びの改革 実施方針』策定に向けて」の公表以降に、旧12通学区ごとに「高校の将来像を考える地域の協議会」を順次設置し、2019年(平成31年)9月までには、すべての旧12通学区に設置する。

(2) 検討内容

「高校改革 ～夢に挑戦する学び～ 実施方針」に基づいて検討を行い、旧通学区内の将来を見据えた高校の学びのあり方と具体的な高校の配置について、県教育委員会に対して意見・提案を行う。

(3) 協議会設置の要請

県教育委員会は、広域連合長たる市町村長に協議会の設置を要請する。なお、旧通学区と広域圏が一致していない地域では、別途調整のうえ要請する。

(4) 協議会の構成員

市町村長、市町村教育長(または教育委員長)に加え、産業界から選出された者を必ず含むものとし、その他の構成員は地域の実情に応じて構成するものとする。

(5) 協議会の事務局

協議会の事務局は、上記(3)の市町村及び県教育委員会の共同事務局とし、その役割分担は以下のとおりとする。

市町村・・・協議会の運営(日程調整、会議の運営)

県教育委員会・・・資料の収集・作成をはじめとする協議会運営の支援

(6) 意見・提案の取り扱い

県教育委員会は、協議会の意見・提案を踏まえた上で、全県的視野に立ち、学びのあり方及び具体的な高校配置計画について、総合教育会議での議論を経て、総合的に判断するものとする。

Ⅲ 地域懇談会等において寄せられたご意見、ご質問について

主なご意見、ご質問への回答

*カッコ内の「方針」は、前述の「Ⅰ『高校改革～夢に挑戦する学び～実施方針(案)』たたき台」で示す「方針」の番号を表しています。

*ご意見、ご質問の詳細は、「資料1」をご覧ください。

1 都市部存立普通校の再編基準及びその根拠に関する質問について

都市部存立普通校の学級規模の根拠については、既に説明しているとおりで
す。(詳しくは平成29年3月30日に公表した『学びの改革 基本構想(案)』
のパブリックコメント等にいただいたご意見に対する補足説明)をご覧ください。)

一方、再編基準を引き下げるべきとのご意見もあります。しかし、再編基準
を引き下げたとしても、少子化が進行する中においては、いずれその再編基準
に該当し、統合等の議論が必要になることに変わりはありません。そう考えた
場合、これからの子ども達のために、できる限り早い時期に、新しい時代にふ
さわしい新しい学校を作っていくべきだと考えています。それにより、教育効
果・投資効果の最大化を目指します。(方針4)

2 中山間地の学びの場の確保を求める意見について

県土が広く中山間地の多い本県においては、都市部にも中山間地にも高校が
存立し、それぞれの特性を活かした教育を進めることが望ましいと考え、都市
部と中山間地で異なる再編基準を設けたところです。さらに、県境に近い地域
で、その高校がなくなることにより、他県の高校に行かざるを得ない状況を極
力避けるために、新たに「中山間地存立特定校」の考え方を設けました。学び
の場の保障が必要な中山間地においては、魅力的な学びの場の創造に向けて、
地域と協力した最大限の努力を行ってまいります。(方針4)

3 「探究的な学び」推進の前提条件として少人数学級の導入が必要との意見について

小・中学校と異なり、高校では授業等の学習集団と学級等の生活集団とは別に考えていくことが必要です。学習集団としては、これまでも習熟度別学習や選択講座、専門学科の実習等、学級とは別の少人数の集団を編成し、多様な生徒に対応してきました。今後、「探究的な学び」を推進するにあたり、授業や学びの場面に応じて柔軟に学習集団を編成できるように検討していきます。

一方、生活集団については、少子化が進行するなかでの学科設置や、不登校や特別な支援を必要とする生徒への対応等、学校の課題や生徒の状況に応じた少人数の生活集団（少人数学級）の導入についてモデル校を設置して研究していきます。（方針2）

4 高校の魅力づくりの推進を求める意見について

各校が特色を活かした魅力づくりを推進していくことが大切だと認識しています。すべての高校が「育てたい人物像」（学校目標）に基づいて教育活動を体系化するために、「3つの方針（DP, CP, AP）」を策定します。また、「生徒育成方針」（DP）の実効性を検証するためにフィードバックシステムを構築します。（方針1）

5 地域や産業界との連携を求める意見について

「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育みたいと考えています。

すべての高校が、「教育課程編成・実施方針」（CP）の作成に際しては、「社会に開かれた教育課程」の観点から、地域や外部団体との連携を視野に入れていきます。（方針1）

6 多様な学びの場の確保を求める意見について

すべての生徒が自らの夢を見つけ、夢に挑戦する学びの実現を目指していきたいと考えています。そのために、総合学科や多部制・単位制、総合技術高校の充実・拡大、通信制の改革、モデル校方式による新たな学びの場の創造等を進めていきます。（方針2）

7 教員の資質向上や業務改善を求める意見について

「探究的な学び」を着実に推進するためにも、教員の資質向上は重要だと考えています。また、教員が授業に専念できる環境づくり等、新たな学校運営のあり方についても研究が必要です。

「探究的な学び」の指導力を向上させるためには、「探究的な学び」を普及・推進していくリーダー的な教員（信州学コア・ティーチャー）の養成に努めるとともに県内外の先進校への視察をもとにした校内研修を充実させます。また、教育機関等への派遣研修を推進し、柔軟な思考と幅広い視野を持つ教員の養成に努めます。

教員が授業に専念できる環境づくりのためには、スクールカウンセラー（S C）、スクールソーシャルワーカー（S S W）、部活動外部指導者等の専門人材の配置を検討します。（方針3）

8 生徒の学習環境や生活環境の充実や改善を求める意見について

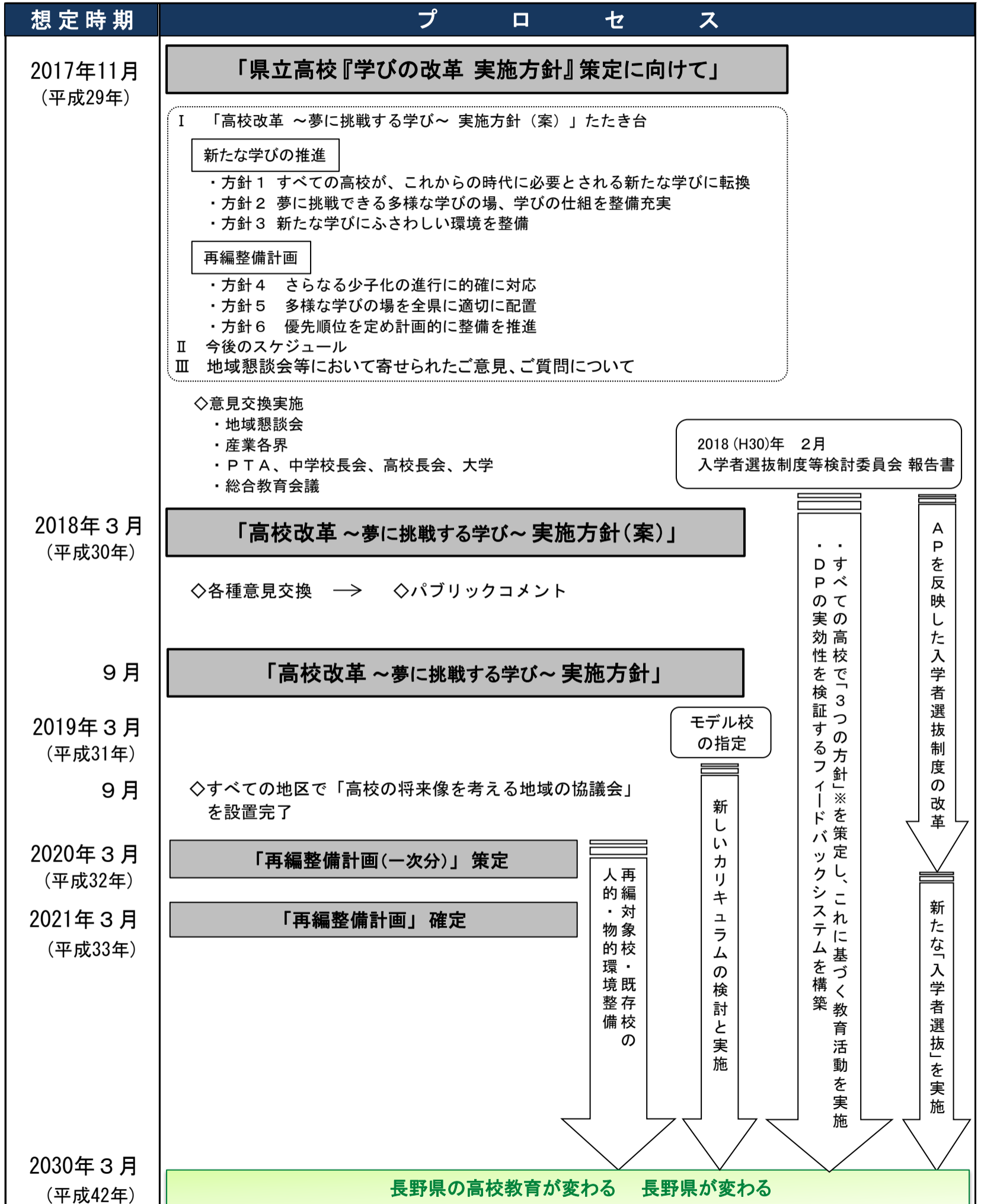
I C T環境の充実を図ります。また、外部人材・専門人材の活用を進めます。施設・設備の老朽化対策を計画的に進めるとともに、生活環境（エアコン、洋式トイレ等）の整備を進めていきます。（方針3）

9 今後の進め方について

幅広く県民からご意見を伺い、検討を深めていくことが大切と考えています。地域懇談会やパブリックコメントを実施するとともに、産業各界、P T A、中学校長会、高校長会、大学等との意見交換を実施します。

また、地域での協議を推進するために「県立高校『学びの改革 実施方針』策定に向けて」の公表以降に、旧12通学区ごとに「高校の将来像を考える地域の協議会」を順次設置し、2019年（平成31年）9月までには、すべての旧12通学区に設置します。協議会は、「高校改革 ～夢に挑戦する学び～ 実施方針」に基づいて検討を行い、旧通学区の将来を見据えた高校の学びのあり方と具体的な高校の配置について、県教育委員会に対して、意見・提案を行います。

「高校改革 ～夢に挑戦する学び～」のスケジュール



*注) 生徒育成方針 D P (ディプロマ・ポリシー) : どのような力を付けて卒業させるのか
 教育課程編成・実施方針 C P (カリキュラム・ポリシー) : そのためにどのような教育をするのか
 生徒受入れ方針 A P (アドミッション・ポリシー) : どのような生徒の入学を望むのか